

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策
に関する関係省庁等連絡会議の開催について

平成 31 年 4 月 24 日
2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会関係府省庁連絡会議議長決定
令和 元年 8 月 1 日
一 部 改 正

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、国外からの様々な感染症の流入や国内での感染症拡大の防止に万全を期し、国内外のアスリート、観客等が安心して大会に参加できるようにするため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
副議長	厚生労働省健康局長
構成員	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 内閣官房国際感染症対策調整室長 警察庁長官官房審議官（東京オリンピック・パラリンピック・調整担当） 総務省大臣官房地域力創造審議官 消防庁審議官 出入国在留管理庁出入国管理部長 外務省大臣官房審議官（報道・広報・文化交流担当） 財務省大臣官房審議官（関税局担当） スポーツ庁審議官 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 農林水産省大臣官房審議官（兼消費・安全局） 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 国土交通省総合政策局次長 観光庁国際観光部長 防衛省大臣官房衛生監 東京都オリンピック・パラリンピック準備局理事（大会準備調整担当） 東京都福祉保健局技監

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織
委員会大会運営局長

3. 連絡会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策
 に関する関係省庁等連絡会議の開催について」新旧対照表

改正後	現 行
1. (略)	1. (略)
2. (略)	2. (略)
構成員 <u>警察庁長官官房審議官（東京オリ ンピック・パラリンピック・調整 担当）</u>	構成員 （新設）
<u>消防庁審議官</u>	（新設）
<u>外務省大臣官房審議官（報道・広 報・文化交流担当）</u>	<u>外務省大臣官房審議官（領事局担 当）</u>
<u>財務省大臣官房審議官（関税局担 当）</u>	（新設）
<u>農林水産省大臣官房審議官（兼消 費・安全局）</u>	（新設）
<u>観光庁国際観光部長</u>	<u>観光庁審議官</u>
<u>防衛省大臣官房衛生監</u>	（新設）
3. (略)	3. (略)
4. (略)	4. (略)